

会議録

会議の名称	第19回人にやさしいまちづくり推進協議会
開催日時	平成29年6月29日（木曜日） 午後2時～午後4時
開催場所	保谷東分庁舎地下会議室
出席者	【委員】池田（干）委員、池田（正）委員、江口委員、海和委員、熊田委員、中館委員、三輪委員、持地委員、米森委員 【西東京市】松本都市計画課長 小宮係長、坂本主査
議題	1. 人にやさしいまちづくり推進協議会の正副会長の互選について 2. 土地利用構想届に対する市の指導又は助言について
会議資料の名称	【添付資料参照】 (仮称) 西原町五丁目宅地造成 資料1 土地利用構想届出書写し 資料2 土地利用構想説明会報告書写し 資料3 土地利用構想に対する意見書写し 意見書に対する開発事業者による見解書写し 資料4 土地利用構想届出に関する指導及び助言について（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 人にやさしいまちづくり推進協議会の正副会長の互選について</u> 互選により会長、副会長を決定</p> <p><u>議題2 土地利用構想届に対する市の指導又は助言について</u> ○都市計画課長：（諮問書を読み上げ手交）</p> <p>○会長：これより第19回人にやさしいまちづくり推進協議会を開催する。市長より諮問を受けた「土地利用構想の届出に関する指導又は助言について」を議題とする。これは西東京市人にやさしいまちづくり条例第17条に規定されているとおり、土地利用構想の届出があった場合、市長は指導及び助言を行うことができる。また、市長は指導及び助言を行うにあたって、推進協議会の意見を聞くことになっている。これより事務局の説明を求める。</p> <p>○事務局：（資料1から資料4まで、補足説明を加え読み上げ）</p> <p>○会長：これより質疑意見に移る。挙手のうえ発言をお願いします。</p> <p>○A委員：事務局説明から、まちづくりの観点において既存道路に新設道路を接続することは理解できる。</p> <p>○事務局：意見書提出者は、道路を接続した際の弊害を懸念している。自動車の通り抜け対策としては、既存市道1399号線が居住者用車両以外進入禁止の交通規制が行われていることから、本新設道路においても同様な規制が行われるよう、事業者に対し所轄警察署との協議を指導する。市道214号線との接合部においては、歩道を切り開くのではなく、歩道乗り上げタイプとすることにより、通り抜け車輛の進入抑止に繋がるものとする。</p> <p>○A委員：住宅区画内の緑化はどうか。</p>	

○事務局：緑化は行うことになる。

○A委員：小規模公園の利用率が課題となっていることから、既存西原五丁目第1公園とつなげ面積を拡大する検討は行っているのか。

○事務局：過去の事例では、500㎡の既存公園に接する形で開発行為に伴う公園を整備した事がある。その結果合計面積が約900㎡に拡大した。今回の計画では、接続部分が9.51mしかなく既存公園と一体性を持たせるには難しいと判断している。また、平成28年度に実施した公園実態調査によると300㎡から500㎡の公園は利用が見受けられた結果から、今回は377㎡の公園面積であることから、新たな地域住民も含めたコミュニティスペースとしての活用を期待したい。

○A委員：見解書にみどり公園課と協議を行うとなっているが、どのような協議を行うのか。

○事務局：公園の一部を歩道状整備とすることで、市道214号線の狭小歩道幅の解消に繋がることから、配置計画をみどり公園課と協議するとともに、植樹、遊具等についても協議を行う。

○B委員：公園面積を減らして、歩道とすることは可能か。

○事務局：公園面積そのものを減らすことは出来ないが、公園敷地の一部を利用し歩行可能な空間とすることは出来る。

○A委員：市道214号線の既存歩道幅は狭小であるので、何か対応はできないか。

○事務局：現時点の規定では、歩道幅の拡幅は事業者の義務ではない。このことから指導・助言(案)の1において、狭小歩道幅の解消協力を求めた。

○C委員：見解書における見解3についてだが、公園出入り口を後退する等の工夫とは、今の説明内容によるものか。

○事務局：そのとおりである。

○C委員：開発区域の西側に行き止り道路が存在するが、通り抜けとしない理由は。

○事務局：本道路は私道である。私道所有者の同意が必要となる。

○D委員：道路を接続して欲しくない意見に対し、西原五丁目第1公園に接続する形で公園を配置することはどうか。

○事務局：既存住宅が建ち並んでおり、新たな騒音等の影響も考慮すると難しいと考える。

○D委員：意見書にある道路2を既存宅地に接する計画はどうか。

○事務局：道路幅員に影響するため、事業者は計画案で進めたいとのことである。

○D委員：資料1、土地利用構想図における都市計画道路概略線について説明を求める。

○事務局：本都市計画道路は、都市計画決定の段階である。将来、事業者が住宅を販売する際に購入者に対し、重要事項として都市計画道路の計画線があることを説明することになる。

○E委員：意見書提出者が危惧する既存資源物集積所の利用について、配置箇所の変更、設置数を増やすことで、既存集積所の利用を抑制できるのではないかと。

○事務局：事業者は、住宅購入者に対し利用すべき集積所を説明するとのことだが、配置箇所、設置数については、今後協議を行う。

○F委員：公園配置位置について見解を求める。

○事務局：市道 214 号線に面することで狭小歩道幅の解消に繋がることや、市道 214 号線を歩行する高齢者等の方の休憩場所としての利用も見込めると考えている。

○G委員：指導助言案の 1 だが、文中に具体的な例を付け加えれば、狭小な歩道幅の解消という表現が理解しやすくなると思う。

○会長：他に質疑はないか。では、意見が出揃ったと思われるので、資料 4 の事務局が作成した土地利用構想に関する指導及び助言案についての内容を確認したい。1 項目から 6 項目までであるが、一つ一つ賛成の方の挙手をお願いしたい。では、1 番目、新たな宅地が作られ居住者が増加することも鑑み、市道 214 号線の既存歩道の拡幅、又は公開空地の設置について検討を行っていただき、狭小な歩道幅の解消にご協力願いたい。これについては、委員意見から文中に具体的な例を付け加え、そのことから狭小な歩道幅の解消に協力願いたいと修正を考えるがいかがか。

○各委員：異議なしの声

○会長：では、そのように修正指示をする。

○会長：2 番目、都市計画法による開発許可権者である東京都並びに将来の道路管理者となる西東京市に対し、近隣住民からの意見を考慮し、区画道路計画について協議を行われたい。これはいかがか。

○A委員：「近隣住民からの意見を考慮し」を文頭に持っていくほうがよい。

○各委員：異議なしの声

○会長：では、そのように修正指示をする。

○会長：3 番目、近隣住民への事業計画の説明においては、近隣住民からの意見内容を考慮し十分な説明を行い、その理解が得られるよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：4 番目、建築工事においても、事前に近隣住民に対し十分な説明を行い、近隣住民からの意見及び要望を聴き、その理解が得られるよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：5 番目、造成工事並びに建築工事を実施するにあたり、それに伴って生じる公害（西東京市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。）を防止するための措置を講じるととも

に、十分な安全対策、交通対策を講じられたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：6番目、西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、戸建住宅の建設においては、良好な自然環境や居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。これはいかがか。

○各委員：（挙手全員）

○会長：指導及び助言に関しては、ここまで確認した内容をまとめ、原案（資料4）の1番目及び2番目について一部を修正すると答申したいと考えるが、賛成の方の挙手をお願いしたい。

○各委員：（挙手全員）

○会長：そのように答申する。なお、一部修正する内容の確認は、会長、副会長が行うこととする。本日の会議について西東京市市民参加条例第9条の規定に基づき、会議録の作成と公開を事務局に指示する。これをもって第19回人にやさしいまちづくり推進協議会を閉会する。